（地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令の一部改正）

第四条　地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条第一号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二二一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一八九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一六〇
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九〇
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇三九
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一〇
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九九〇
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八二
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八一
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七七
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五七
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五一
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七五
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七九
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八一
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八一
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七九
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九六二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九八〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九八二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九八三
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九七九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九五三
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九五三

第一条第二号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二三一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二〇二
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一七一
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一〇〇
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇五一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇二〇
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇〇〇
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八二
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八一
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七七
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五七
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五一
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七五
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七九
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八一
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八一